

ジョイエ Joy-e 傷害保険

積立日常生活傷害補償保険

日新火災

日常生活のケガ等を補償する積立型の保険

2021年10月改定

安心の補償内容

死亡・後遺障害保険金

18日からOK! 入院保険金

18日からOK! 通院保険金

納得の保険料

しかもうれしい
満期返れい金

掛捨てではありません。

更新時手間いらず

更新手続の必要がないタイプをご用意しています。

日新火災の傷害保険

ジョイエ傷害保険は、
あなたを力強く
応援します。

あなたを守る安心の備え Joy-e 傷害保険

1 日常生活のさまざまなケガを24時間補償!

- ご家庭でのケガはもちろん、交通事故や仕事中、スポーツ中など、さまざまなケガを国内・国外を問わず補償します。

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガが補償の対象となります。

- 特定感染症危険補償特約がセットされているご契約タイプでは、新型コロナウイルスに感染した場合、後遺障害保険金、入院・通院保険金をお支払いします。

※被保険者年齢満64歳以下のご契約タイプに自動でセットされます。後遺障害保険金は、基本補償特約(日常生活型)別表1の後遺障害等級表に規定する後遺障害に該当する場合にお支払いの対象となります。



2 賠償責任や身の回り品の損害も補償!

- 誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊してしまった場合または他人から借りた物を壊してしまった場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。国内で起きた事故については、示談交渉サービスをご利用いただけます。

※個人賠償責任危険補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。

- 外出中に盗難などの偶然な事故で、身の回り品(携行品)に損害が生じた場合にも保険金をお支払いします。

※携行品損害補償特約(新価払)がセットされていないご契約タイプもございます。



3 うれしい満期返れい金!

すべてのご契約タイプに満期時のお楽しみ「満期返れい金」がついています。

※死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いしません。



被保険者(補償の対象となる方)の範囲

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

被保険者の範囲		ケガの補償			
		本人 ^(注1)	配偶者 ^(注2)	本人の同居の親族 ^(注3) および別居の未婚 ^(注4) の子	配偶者の同居の親族 ^(注3) および別居の未婚 ^(注4) の子
ファミリープラン	本人型	○	—	—	—
	家族型	○	○	○	○
	夫婦型	○	○	—	—
	本人・親族型	○	—	○	—

(注1) 保険証券の本人欄に記載の方となります。

(注2) 本人の配偶者をいいます。以下同様とします。

(注3) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし配偶者を除きます。

(注4) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

Joy-e傷害保険

保険の条件と保険料例

保険料 月払

被保険者本人の年齢 満64歳以下

本人プラン

新型コロナ補償!!

本人型

ご契約タイプ		AA1	AA3	AA5	FA1
保険期間		3年	3年	5年	3年
ケガの補償	死亡・後遺障害	662万円	694万円	390万円	545万円
	入院日額	3,500円	5,500円	3,500円	3,400円
	通院日額	1,500円	2,000円	1,500円	1,400円
賠償責任	個人賠償	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	保管物賠償 (自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円
携行品損害(自己負担額:3,000円)		—	20万円	—	20万円
満期返れい金		50,000円	50,000円	100,000円	50,000円
月払保険料		3,000円	3,500円	3,000円	3,000円

顔のケガは
2倍 → 6,800円
2,800円

ファミリープラン

新型コロナ補償!!

家族型

夫婦型

ご契約タイプ		CA1	CA3	BA1	BA3
保険期間		3年	3年	3年	3年
本人・配偶者	死亡・後遺障害	180万円	210万円	174万円	291万円
	入院日額	1,000円	1,300円	2,150円	3,000円
	通院日額	600円	700円	1,100円	1,450円
親族	死亡・後遺障害	131万円	195万円	—	—
	入院日額	1,000円	1,300円	—	—
	通院日額	600円	700円	—	—
賠償責任	個人賠償	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	保管物賠償 (自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円
満期返れい金		50,000円	100,000円	50,000円	100,000円
月払保険料		3,200円	5,000円	3,000円	5,000円

保険の条件と保険料例

保険料 月払

被保険者本人の年齢 満65歳以上

本人プラン

本人型

ご契約タイプ		AB1	AB3	FB1
保険期間		3年	3年	3年
ケガの補償	死亡・後遺障害	377万円	209万円	353万円
	入院日額	3,000円	3,000円	2,950円
	通院日額	1,500円	1,500円	1,050円
賠償責任	個人賠償	5,000万円	5,000万円	5,000万円
	保管物賠償 (自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円
携行品損害(自己負担額:3,000円)		—	20万円	20万円
満期返れい金		50,000円	50,000円	50,000円
月払保険料		2,500円	2,500円	2,500円

顔のケガは
2倍 → 5,900円
2,100円

(注1) 被保険者本人の年齢満64歳以下のご契約タイプは、「特定感染症危険補償特約」がセットされます。なお、FA1タイプは、「顔面傷害による入院保険金および通院保険金2倍支払特約」がセットされます。

(注2) 被保険者本人の年齢満65歳以上のご契約タイプは、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」および「入院保険金支払限度日数変更特約」がセットされます。なお、FB1タイプは、「顔面傷害による入院保険金および通院保険金2倍支払特約」がセットされます。

(注3) 上記以外のご契約タイプについては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

口座振替をおすすめします!

保険料の払込方法

保険料は、口座振替または現金払で払い込むことができます。ただし、自動継続特約をセットする場合は口座振替のみとなります。現金払の場合は、保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約時に現金のご用意が不要です。



保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

保険金をお支払いしない主な場合

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ^{*1}に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

①死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度^{*2}内に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%^{*3}をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日^{*4}を限度に、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

ア.入院中に受けた手術の場合	イ.ア.以外の手術の場合
手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍	手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍

ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

⑤通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日^{*5}を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

- ※1 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※2 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。
- ※3 保険期間の始期日時点の被保険者本人の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。この場合には、後遺障害等級の第1級～第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%～100%)までの後遺障害が補償の対象となります。
- ※4 保険期間の始期日時点の被保険者本人の年齢が満65歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には、「入院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、30日となります。
- ※5 「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、90日となることがあります。
- ※6 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング^{*6}を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ

など

- ⚠ ● 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。

基本補償

特定感染症危険補償特約

国内外において被保険者が保険期間中に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定される一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、同法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。))であるものに限り。))または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症^{*}を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をお支払いします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。)

顔面傷害による入院保険金および通院保険金2倍支払特約

国内外において被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により顔面等(顔面、頭部または頸部)に被ったケガに対して、顔面等の部位の治療について切開・縫合・補綴などの外科手術または歯科手術を受けた場合に、入院保険金または通院保険金は2倍の額をお支払いします。

- 補償開始日からその日を含めて10日以内に発病した場合(継続契約は除きます。))。

など

上記基本補償①～⑤の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ内容です。

特約「オプション」

個人賠償責任危険補償特約

国内外において被保険者*がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額（1回の事故につき5,000円）を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。

※被保険者（補償の対象となる方）の範囲は以下のとおりです。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

- ①本人 ②配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子
- ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等（本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。）
- ⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子（本人が未成年者である場合）

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- 国外で発生した事故の場合
- 被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- 損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が国内に所在しない場合 など

- ⚠ ● 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

携行品損害補償特約（新価額）

国内外において偶然な事故により携行品（被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品）に損害が生じた場合に、損害額*から自己負担額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた額を、保険年度ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度（現金・乗車券・宿泊券などは5万円を限度）とします。

※損害額は新価額を基準に算出します。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。

ア. イ. 共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア. 個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】

通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登山等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具 など

- 置き忘れ、紛失
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害
- 保険の対象である液体の流出
- 汚れ、キズなど機能に支障がない外観上の損傷 など

【補償の対象とならない主なもの】

預貯金証書（通帳・キャッシュカード）、クレジットカード、自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ウインドサーフィン、動物、植物、コンタクトレンズ、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、ラジコン模型、眼鏡 など

- ⚠ ● 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。

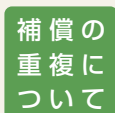


注意 点

*ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。

*次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額（他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。）が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。

- ・ 被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
- ・ 保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意（署名）がない場合



補 償 の 重 複 に つ い て

ご契約にあたっては、賠償責任および携行品損害の補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

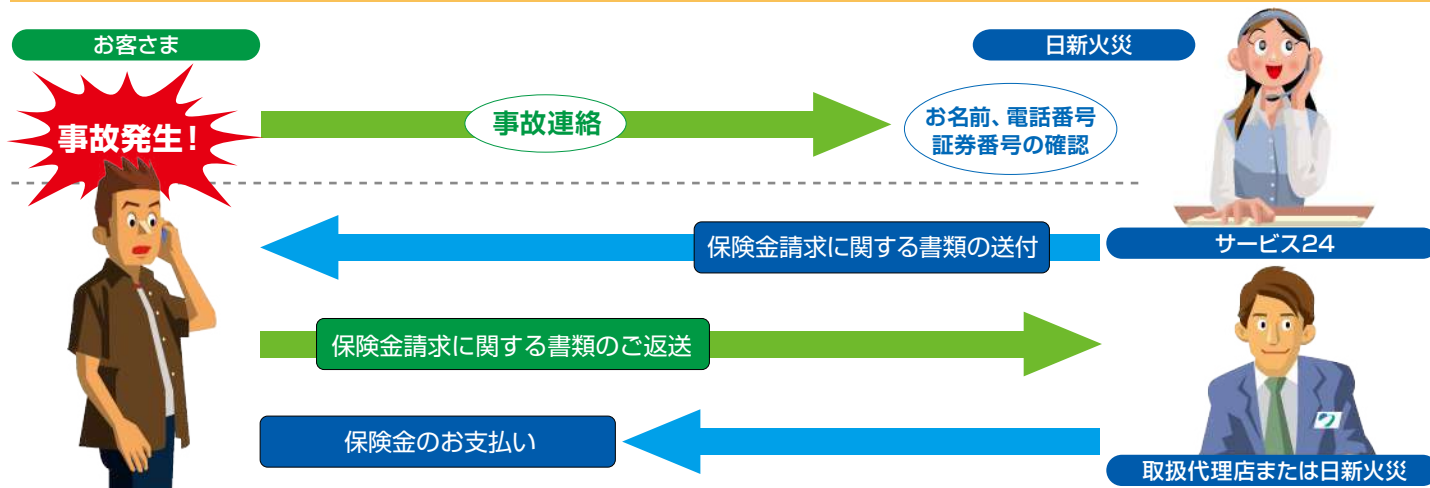
補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

もしも事故にあわれたら

サービス 24

フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を※携帯電話からのご利用
いただけます。24時間
365日
受付

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

<ご契約時のご注意>

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご契約後のご注意>

- 被保険者をご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除（その被保険者に係る部分に限ります。）を求めることができます。
- 保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください（団体扱・集団扱を除きます。）。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

<事故に関するご注意>

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）・3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。

*この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

*法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
 お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
 ホームページアドレス <https://www.nissinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル **0120-25-7474**

24時間・365日

※携帯電話からのご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。